

農地に関する各種手続き

3条申請・4条申請・5条申請・形状変更・相続手続き

農地の売買、農地以外に転用などをする場合は、事前に農地法の手続きが必要で、法律の要件を満たしているものだけが許可されます。許可なく転用した場合や事業計画どおりに転用していない場合等は法令違反となり工事中止や現状回復命令、罰則の規定もあります。必ず農業委員会に事前にご相談ください。

農地法第3条申請（農地の売買）

農地を売買により所有権移転する場合、事前に申請と許可が必要です。農地を取得する場合、農業者であることや新規就農であると認められること、所有している農地を全て耕作していること、下限面積（30a）などの要件があります。

農地法第4条許可申請（農地の自己転用）

所有する農地を農地以外に転用し自ら利用する場合、事前に申請と許可が必要です。集団農地ではないこと（立地基準）や転用事業が必ず実行されるか（一般基準）など、許可基準を満たすことが必要です。

農地法第5条許可申請（権利移動を伴った転用）

他人の農地を取得・借受けて自己の目的のために農地以外に転用する場合、事前に申請と許可が必要です。第4条許可と同様に許可基準を満たすことが必要です。

非農地証明

農地でない状態（山林、原野、宅地等）で20年以上経過し、現在も農地利用していない農地を地目変更しようとする場合、農業委員会の非農地証明が必要で、農業委員会が農地に復元することが出来ないこと判断したものに限り、また農業振興地域の整備に関する法律による農用地に指定されている場合は昭和49年11月5日以前から農地でないことも要件です。

農地の形状変更（盛土や切土）

農地の土壌改良などのために盛土又は切土等の形状変更を行う場合、事前に申請と承認が必要で、農地を整形するために畦畔を改良する場合なども事前の手続きが必要です。また、施工区域3,000㎡未満、施工期間が3か月以内であるものに限りません。

農業用施設等の届出（農業用倉庫など）

自ら所有する農地を自らの農業用施設（農業用倉庫、農機具庫等）に転用する場合、事前に届出が必要です。※農地の面積が200㎡未満であるものに限りません。

相続の届出

相続により農地の権利を取得した場合、届出が必要です。

申請書の提出期日など

毎月5日（休日の場合は前開行日）までに申請書類一式を農業委員会事務局に提出していただきます。申請内容を事務局で確認後、現地調査を経て、毎月20日前後の定例農業委員会総会で審議が行われます。定例農業委員会総会で、許可・承認されることを交付いたします。農地法第4条申請書と、定例農業委員会総会後に許可書、証明書と、定例農業委員会総会に進達され、審査の上、許可されれば許可書交付となります。

毎月第2火曜日は 農地相談日 ~新規就農を志す方を応援します~

委員による毎月第2火曜日に農地相談を行っています。農地の売買や賃借など農地に関することなどお気軽にご相談ください。また新規に就農される方については、相談にあわせて営農計画に無理がないかなど委員によるヒアリングも実施しております。新規就農を目指すたくさんの方々がお越し頂けることを期待しています。



ハウス栽培で実ったパッションフルーツを手にする久保昭博さん、和也さん親子（令和2年5月新規就農、三田市井ノ草）

三田市農地賃借料情報（令和2年3月23日現在・田）

平成31年1月から令和元年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっています。

地区名	平均額	最高額	最低額
三田地区	9,100	15,000	5,000
三輪地区	8,300	12,000	4,000
広野地区	8,000	14,700	4,300
小野地区	7,900	11,400	6,700
高平地区	8,600	11,000	5,000
藍地区	6,900	10,000	3,700
本庄地区	7,300	11,000	3,000
三田市平均	7,900	—	—

※金額は四捨五入により100円単位としています。

三田市農地バンク制度

農地の売り買い・貸し借りを支援します！
農地バンクとは所有者が耕作、管理できなくなった農地を、農地の利用希望者へ市が窓口となって広く紹介する制度です。
市は登録された農地情報を、就農希望者や規模拡大など農地を探している人へ公表・提供します。詳しくは三田市ホームページ「三田市農地バンク」をご覧ください。

農地中間管理事業の紹介

公益社団法人兵庫みどり公社は都道府県に設置された農地の中間的受け皿となる公的機関です。公益社団法人兵庫みどり公社では担い手へ農地の集積・集約化を進めるため、農地中間管理事業を行っています。農地中間管理事業の詳細については、下記ホームページをご覧ください。
兵庫みどり公社ホームページ <https://www.forest-hyogo.jp/>

農業一般に関する情報をお届けする

全国農業新聞

- 月4回（金曜日発行）
- 1ヶ月700円
- 発行：全国農業会議所
- 申込先：農業委員会事務局 ☎079-559-5178